

10-3 低炭素社会の実現

滋賀県では、環境保全と経済発展とが両立した低炭素社会の実現を目指し、条例を制定し、計画を策定しました。改定した「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」では、今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が達成された社会（脱炭素社会）を目指し、2030年度までの過程として「低炭素社会の実現」に向けて取り組んでいくこととしています。

1. 低炭素社会の実現に向けて

化石燃料に依存した現在の社会経済活動は、私たちに豊かで便利な生活をもたらした一方、地球温暖化問題を引き起こしました。県においても年平均気温は上昇し、それによる影響が琵琶湖をはじめ県域全体に様々な形で現れています。

県では、滋賀の豊かさを次世代に継承するため、環境保全と経済発展とが両立した低炭素社会の実現を目指して、2011年に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を制定しました。また、2012年には「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定し、低炭素社会づくりの実現に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

2. 「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定

この推進計画の策定から5年経過したこと、また、地球温暖化に対する世界や国の動きに対応するために、本県では、2016年策定の「しがエネルギービジョン」を踏まえ、2017年に推進計画を改定しました。その中で温室効果ガス削減目標についても見直しを図り、『2030年度において、2013年度比23%減の水準を目指す』としています。（図10-3-1）

図10-3-1 改定計画における目指すべき将来像

◆目指すべき将来像

今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が達成された社会（脱炭素社会）を目指し、2030年度の「低炭素社会の実現」に向けて取り組む

◆温室効果ガス削減目標

排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比23%減（※）の水準を目指す

※国の計画における電源構成に基づいた場合は29%減

また、2014年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書には、「たとえ温室効果ガスの人為的な排出が停止したとしても、何世紀にもわたって気候変動による影響は持続する。その影響への適応を計画的に進めることが必要」とされています。そのことから、推進計画では、気候変動の影響を不可避として、自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」を新たに位置づけ、これまでの温室効果ガス排出抑制を目指した「緩和策」とともに、温暖化対策の両輪として取り組んでいくこととしました。（図10-3-2）



図10-3-2 緩和策と適応策（出典：環境省「温暖化から日本を守る 適応への挑戦2012」）

3. 県民や事業者に期待される取組

低炭素社会づくりは、行政とともに県民や事業者などすべての主体が「我がこと」として捉え、積極的に参画する必要があります。そのため、推進計画には県民や事業者に期待される緩和策の取組例についても示しています。

また、県民には適応策の実践（既に現れ始めている影響への対処）、事業者には自社の事業活動における気候リスク管理とともに、適応をビジネスの機会とした製

品・サービスの展開などが求められます。

県では、これらの取組を県民や事業者へ普及啓発等により情報提供を行うことで、理解を深めるとともに、取組を進めさせていただく環境づくりを行っていきます。（写真10-3-1）



写真10-3-1 普及啓発の一例
(温暖化対策を楽しく学ぶ体験イベント)

温暖化対策課

【しがエネルギービジョン】エネルギーを巡る新たな状況変化に的確に対応しながら、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の構築に向けた長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するための指針として、県が2016年に策定したもの。